

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第37号	
事故等種類	衝突（漁具）	
発生日時	平成23年10月25日 12時25分ごろ	
発生場所	徳島県阿南市青島北東方沖 青島灯台から真方位048° 660m付近 (概位 北緯33° 55.7′ 東経134° 43.5′)	
事故等調査の経過	平成24年4月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{しょうせん} 晶泉丸、199トン 134787、寿汽船株式会社 B 漁船 第一 ^{こんびら} 金比羅丸、14トン TO2-2851（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 第二 ^{こんびら} 金比羅丸、14トン TO2-2852（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 C 船長C、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 船体なし、漁網が切断 C 船体なし、漁網が切断	
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、青島北東方沖を約11ノット（kn）の速力で南西進中、A船の前路を横切る態勢のB船及びC船を視認し、これらを避けるため、B船及びC船の船尾方を通過しようとして右転したところ、船首方約70mにB船及びC船が引いていた漁網の標識を認め、平成23年10月25日12時25分ごろA船の船首部とB船及びC船が引いていた漁網とが衝突した。 B船及びC船は、それぞれ船長Bほか2人及び船長Cほか1人が乗り組み、鼓形形象物を掲げ、2そうびきによる操業を行いながら青島北東方沖を約1.7knの速力で東進中、接近するA船に気付いたが、針路及び速力を保持して航行を続け、引いていた漁網とA船とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	B船及びC船が引いていた漁網には、大引網にオレンジ色、首網に白色、袋網に赤色及び小袋網にピンク色の標識がそれぞれ取り付けられていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	A あり、B なし、C なし A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし

	<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は南西進中、B船及びC船は2そうびきによる操業を行いながら東進中、青島北東方沖において、A船とB船及びC船が引いていた漁網とが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船及びC船を視認し、その船尾方を通過しようとして右転していたところ、船首方約70mに漁網の標識を認めたことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、適切な見張りを行っていなかったことから、B船及びC船が2そうびきで操業していることに気付かずに漁網に接近し、漁網と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長B及び船長Cは、接近するA船を認めたが、針路及び速力を保持して航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、青島北東方沖において、A船が南西進中、B船及びC船が2そうびきによる操業を行いながら東進中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、A船とB船及びC船が引いていた漁網に接近し、同漁網と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船を視認したときには、操業状況を確認すること。 ・ 漁船の後方を通過するときは、漁網に注意し、漁船から十分に距離を隔てて航行すること。 	